

製品安全性データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 : 重クロム酸 8Abs 25mL (品目コード: 3201-002)
会社名 : シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社
住所 : 〒141-8673 東京都品川区東五反田 3-20-14
電話番号 : 03-3537-3939 コールセンター
改定番号 : 4.0

重クロム酸カリウム

2. 組成・成分情報

単一性・混合物の区別: 重クロム酸カリウム(0.08%)を含む製剤(混合物)
化学名: 重クロム酸カリウム
化学式: $K_2Cr_2O_7$
含有量: 0.08%
CAS 番号: 7778-50-9
官報公示整理番号: 化審法(1)-278
推奨用途及び使用上の制限: 体外診断用

3. 危険有害性の要約

分類の名称: 毒性物質
有害性: 皮膚に接触すると刺激性作用があり、炎症を起こすことがある。眼の粘膜を激しく刺激する。鼻及び喉の粘膜を刺激し、炎症を起こすことがある。

絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報眼刺激飲み込むと生命に危険(経口)。皮膚に接触すると有毒(経皮)。吸入すると生命に危険(粉じん)。重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷。重篤な眼の損傷。吸入するとアレルギー、喘息又は、呼吸困難を起こすおそれ。アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。遺伝性疾患のおそれの疑い。発がんのおそれ。肝臓、腎臓の障害。呼吸器への刺激のおそれ。長期又は反復ばく露による呼吸器系、腎臓の障害。水生生物に非常に強い毒性。長期的影響により水生生物に非常に強い毒性。

注意書き:

【安全対策】

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。使用前に取扱説明書を入手する。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。換気が十分でない場合には呼吸用保護具を着用すること。保護手袋を着用すること。粉じんを吸入しないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。汚染された作業衣を作業場から出さないこと。

【救急措置】

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外し

て洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。吸入した場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。皮膚刺激又は発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。漏出物は回収すること。

【保管】

容器を密閉して換気の良いところで施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

4. 応急措置

- 吸入した場合： 直ちに新鮮な空気のある場所に移動し、鼻をかみ、うがいをさせる。多量に吸入した場合等は医師の手当、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合： 皮膚を速やかに洗浄すること。多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 目に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。医師の手当て、診断を受けること。

5. 火災時の措置

- 消火剤： この製品自体は、燃焼しない。周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
- 特有の消火方法： 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガス又はフュームを発生するおそれがある。危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- 消火を行う者の保護： 消火作業の際は、空気呼吸器を含め完全な防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置： 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立ち入りを禁止する。風上に留まる。低地から離れる。
- 環境に対する注意事項： 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。
- 回収、中和： 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材： 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策： 床面に残るとする危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い： 取扱い場所の近くに、緊急に洗眼及び身体洗浄を行う設備を設置する。保護めがね、保護手袋等の適切な保護具を着用する。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。転倒させ、落下させ、衝撃を加え又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
- 保管： 直射日光、湿気を避けて屋内に保管する。施錠して保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度:	0.05mg./m ³ (クロムとして) TLV-TWA 0.05mg./m ³ (クロムとして) A1
設備対策:	取扱いについては発生源の密封化、又は局所排気装置を設置する。取り扱い場所のちかくに手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
保護具	必要に応じて保護服、保護手袋、防塵マスク、保護めがね、保護長靴などを着用する。
衛生対策	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙しないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	赤～橙色の吸湿性結晶
臭い:	無臭
pH:	4.0(1%soln.) 3.5(4%soln.)
融点・凝固点:	356°C(無水物)(融点)
沸点、初留点及び沸騰範囲:	400°C(分解)(沸点)
引火点:	不燃性
爆発範囲:	不燃性
蒸気圧:	データなし
蒸気密度(空気 = 1):	データなし
比重(密度):	2.53
溶解度:	187g/100g (25°C)
オクタノール/水分配係数:	データなし
自然発火温度:	不燃性
分解温度:	400°C
臭いのしきい(閾)値:	該当しない
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	該当しない
燃焼性(固体、ガス):	該当しない
粘度:	該当しない

10. 安定性及び反応性

安定性:	常温下、完全に密封された容器内において通常の運搬・保管においては、いつまでも変質せずに安定して存在する。
危険有害反応可能性:	強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。ヒドラジンと激しく反応する。
避けるべき条件:	情報なし
混触危険物質:	可燃性物質、還元性物質
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害情報

皮膚腐食性・刺激性:	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分 1A-1C)
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:	重篤な眼の損傷(区分 1)
呼吸器感受性:	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ(区分 1)
皮膚感受性:	アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ(区分 1)
生殖細胞変異原性:	遺伝性疾患のおそれの疑い(区分 1B)
生殖毒性:	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(区分 1B)
発がん性:	発がんのおそれ(区分 1A)

特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露): 臓器(腎臓、中枢神経系、肝臓、血液系、呼吸器、心臓)の障害(区分1)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露): 長期又は反復ばく露による臓器(肝臓)の障害(区分1)

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性: 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
水生環境慢性有害性: 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

特別の安全対策: 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法: 特定化学物質第2類物質、オーラミン等(特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第2、4号)
労働安全衛生法: 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質等障害予防規則第38条3)
化審法: 第2種監視化学物質(法第2条第5項)
毒物及び劇物取締法: 劇物(指定令第2条)
船舶安全法: 毒物類・毒物(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法: 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
水質汚濁防止法: 有害物質(施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
土壤汚染防止法: 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)
労働基準法: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)
労働基準法: がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

化学物質排出把握管理促進法 PRTR・MSDS 対象物質全データ 化学工業日報社

このデータは作成の時点においての治験によるものですので、かならずしも十分ではありませんので、取り扱いには十分注意してください。